様式第１号別紙１（第５条関係）

呉市地方就職学生支援金の交付申請に関する

誓約事項

１　私は，暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

２　私は，日本人である，又は外国人であって，出入国管理に関する特例法に定める「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」，及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。

３　私は，呉市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について，広島県知事及び市長から求められた場合には，それに応じます。

４　私は，交付申請日から起算して５年が経過するまで１年を経過するごとに，経過した各時点から１か月以内に，交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ます。

　また，交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは，遅滞なく変更届出書により市長に届け出ます。

５　私は，次の場合には呉市地方就職学生支援金交付要綱に基づき，呉市地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。

　(1) 虚偽の申請であることや，居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

(2) 交付申請日から１年以内に，要件を満たす就職先企業へ就業しなかった場合：全額

(3) 交付申請日から１年以内に，呉市に転入しなかった場合（ただし，申請時に既に呉市に住民票がある場合を除く。）：全額

(4) 就業開始日から１年以内に，要件を満たす職を辞した場合（ただし，呉市に居住したままで，退職から３か月以内に要件を満たす呉市内に本社又は事業所が所在する別の企業に就業する場合を除く。）：全額

(5) 正当な理由なく，変更届出書を提出しなかった場合:全額

(6) 呉市への転入日又は要件を満たす就職先企業への就業開始日のいずれか遅い日から３年未満で呉市から転出した場合（ただし，大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については，要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）：全額

(7) 呉市への転入日又は要件を満たす就職先企業への就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に呉市から転出した場合（ただし，大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については，要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）：半額

６　私は，呉市地方就職学生支援金の返還に当たり加算金を請求された場合，また，納期日までに納付せず延滞金を請求された場合は，これを納付します。

上記の事項について，これを遵守することを誓約します。

　　　　　　年　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名欄：